

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

1. 輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続について、関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第百三十五号）の施行等に伴い、日本を出入国する旅客が消費税等についてマルチペイメントネットワークを使用して納付できるよう、規定の整備を行うこととする。
2. この省令は、令和4年4月1日から施行する。